

滋賀県庁舎等屋外広告設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県広告等事業実施要綱（平成20年4月9日付け滋財第101号。以下「要綱」という。）および滋賀県庁本館等広告設置基準（以下「基準」という。）に基づき、滋賀県（以下「県」という。）が保有する滋賀県庁舎への屋外広告の設置について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱および基準で使用する用語の例による。

(対象施設、規格等)

第3条 屋外広告の設置の対象となる施設は大津合同庁舎とする。

2 設置場所、屋外広告の規格および区画等については、別途定める滋賀県庁舎等屋外広告募集要項（以下「募集要項」という。）によるものとする。

(屋外広告の募集)

第4条 屋外広告の募集は、県のホームページ等で公募することにより行う。

2 前項による公募を実施した後、掲出申込みがなかった期間については申込みを随時受け付けるものとする。

(屋外広告の応募、審査および決定)

第5条 屋外広告の設置を希望する者は、募集要項で定める滋賀県庁舎等屋外広告設置申込書（以下「申込書」という。）を募集要項で定める期限までに知事に提出するものとする。

2 県は、前項の申込書の提出があったときは、募集要項に定める応募資格および屋外広告の設置の要件（以下「応募資格等」という。）を満たすかどうかを審査の上、屋外広告の設置の可否について決定し、設置の開始予定日の前日（その日が県の休日に当たるときは、その直前の県の休日以外の日）までに申込書を提出した者（以下「申込者」という。）に通知するものとする。ただし、申込者が広告代理店その他の広告取扱業者であって、申込書の提出時に広告主が決定していないときは、広告主の決定後、県が別に定める日までに審査を受けるものとする。

3 県は、前項の審査の結果、応募資格等を満たした申込者が複数あるときは、公開による抽選により決定するものとする。

ただし、あらかじめ屋外広告の設置に係る料金（以下「広告設置料」という。）を定めずに、競争入札等の手法で決定する場合にあっては、応募資格等を満たした申込者のうち、広告設置料として提出された見積額が最も高額な見積もりをした申込者を広告主等として決定する。なお、見積額が最も高額である申込者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

4 申込者は、申込書の提出後、広告の設置を取り止める場合は、辞退届を県に提出するものとする。

(行政財産の使用許可)

第6条 前条第2項または第3項の決定を受けた広告主等（以下単に「広告主等」という。）は、広告の設置に際し、あらかじめ、滋賀県公有財産事務規則（昭和40年滋賀県規則第1号）に定めるところにより行政財産の使用許可を受けなければならない。

(契約書の締結)

第7条 県は、第5条第2項または第3項の規定により広告掲出の決定をしたときは、別添「屋外広告の設置に関する契約書」を広告主等と締結するものとする。

(広告設置料)

第8条 広告主等は広告設置料（第5条第3項ただし書きにより、決定した金額を含む。）について、広告料金および滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の規定に基づき算定した使用料（以下「使用料」という。）をそれぞれ県が発行する納入通知書により、一括して納付するものとする。

- 2 納付された広告設置料は、原則として返還しないものとする。ただし、特別の理由があると認めることは、その全部または一部を返還することができる。
- 3 広告の設置期間が1年に満たない場合の広告設置料の取扱いについては、行政財産の目的外使用許可に準じて取り扱うものとする。

(広告の作成)

第9条 広告主等は、自己の責任と費用で広告の内容が明らかとなる書面を作成し、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 2 屋外広告の作成にあたっては、大津市屋外広告物条例（平成20年大津市条例第53号）を遵守すること。
- 3 県は、前項の書面の提出があったときは、当該広告の内容が申込書の記載事項と相違がないことならびに要綱、基準および本要領に適合していることを審査するものとする。
- 4 県は、前項の規定による審査の結果、当該広告の内容が適当でないと認めたときは、広告主等に対し、当該広告の内容の修正を求めることができる。

(広告の内容の修正)

第10条 知事は、広告の内容、デザイン等が法令、要綱または基準等に違反し、またはそのおそれがあると認めるときは、いつでも広告主等に対して、広告の内容の修正を求めることができる。

(費用負担)

第11条 屋外広告の設置および撤去に要する費用および公租公課は、広告主等自らが負担するものとする。

(広告内容の変更)

第12条 広告主等は、設置をした広告の内容を変更しようとするときは、変更の14日前までに、知事に書面で申請し、同意を得るものとする。

(契約の解除等)

第13条 知事は、広告主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、設置をした広告の表示を一時中止し、または当該広告主等との契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに広告設置料の納付がないとき。
- (2) 第9条第3項の規定による訂正または削除の求めに応じないとき。
- (3) 第10条の規定による広告の内容の修正を行わないとき。

- (4) その他県が広告の設置を継続することが適切でないと判断したとき。
- 2 広告主等は、前項の規定により、契約を解除されたときは、速やかに当該広告を撤去しなければならない。
- 3 知事は、広告主等が前項の規定による広告の撤去を行わないときは、広告主等に代わって撤去等の措置をとることができる。この場合において、知事は、撤去等に要した費用を広告主等に請求するものとする。

(設置の取りやめ)

第 14 条 広告主等は、14 日前までに、書面で申し出ることにより、広告の設置を取りやめることができる。この場合において、広告主等は、併せて行政財産の返還の手続をとるものとする。

(広告主等の責務)

- 第 15 条 広告主等は、広告等の内容、設置がされた広告の安全性その他広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主等は、広告の内容が法令等に違反しないことおよび第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。
- 3 広告主等は、設置を行った広告等に関し、第三者から、苦情、損害賠償請求等を受けたときは、広告主等の責任および負担において解決することとする。

(協議)

第 16 条 要綱、基準およびこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主等が誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成 25 年 1 月 11 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

屋外広告の設置に関する契約書(案)

滋賀県知事 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、甲が所
有する下記行政財産に屋外広告を設置することに関し、次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 広告媒体
(2) 広告の位置
(3) 広告枠数
(4) 広告の規格
(5) 広告設置料

別紙仕様書のとおり
金 円(消費税および地方消費税額含む)
内訳 広告料金 金 円
使用料 金 円

(6) 設置期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
(7) 納入場所 滋賀県の指定する場所

(総則)

第2条 乙は、この契約書および別紙仕様書のほか、滋賀県広告等事業実施要綱(以下「要綱」という。)、滋賀県庁本館等広告設置基準(以下「基準」という。)、滋賀県庁舎等屋外広告設置要領(以下「要領」という。)および滋賀県庁舎等屋外広告募集要項(以下「募集要項」という。)の定めるところに従い、広告の設置を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、転貸し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による同意を得た場合はこの限りでない。

(事故発生時の報告)

第4条 乙は、本契約に基づく広告の設置に関する業務(以下「業務」という。)の実施に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(監督および法令上の責任)

第5条 乙は、本業務に従事する者を指揮監督し、労働基準法、労働災害補償保険法その他の関係法令上の全ての責任を負わなければならない。

(広告設置料)

第6条 乙は、広告設置料を甲が発行する納入通知書に従って納付しなければならない。

2 乙は、自己の責めに帰する事由により前項の規定による広告設置料の納付が遅れたときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払うものとする。

3 甲は、乙が広告設置料を納付期限までに支払わなかつたときは、乙が当該広告設置料を納付する

までの間、広告の設置の拒否その他の措置をとることができる。

- 4 納付された広告設置料は返還しない。ただし、甲が、特別の理由があると認めたときは、その全部または一部を還付することができる。

(広告の作成等)

第7条 乙は、乙の責任および費用で設置する広告を作成するものとする。

- 2 乙は、設置しようとする広告の内容について、甲の指定する期日までに甲の審査を受けなければならぬ。広告の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 乙は、広告の内容が法令ならびに条例および規則に違反せず、第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。
- 4 甲は、広告の内容、デザイン等が法令、条例もしくは規則またはこの契約書および別紙仕様書、要綱、基準もしくは要領（以下「法令等」という。）に違反し、またはそのおそれがあると判断したときは、いつでも乙に対し広告の内容の修正を求め、または広告の設置を一時中止することができる。
- 5 乙は、前項の規定により甲から広告の内容の修正を求められた場合にあっては正当な理由がなくこれを拒むことはできず、甲が広告の設置を一時中止した場合にあっては甲に対し、広告設置料の減額または損害賠償の請求その他一切の請求をすることはできない。

(広告の管理)

第8条 乙は、設置中の広告について、乙の責任と負担において適正に管理しなければならない。

(広告内容の変更)

第9条 乙は、設置をした広告の内容を変更しようとするときは、変更の14日前までに、甲の書面による同意を得なければならない。

(広告の撤去)

第10条 乙は、本契約が満了したときまたは次条の規定により契約が解除されたときは、乙の責任と負担において速やかに広告を撤去しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定による広告の撤去を行わないときは、乙に代わって撤去等の措置をとることができる。この場合において、甲は、撤去等に要した費用を広告主等に請求できる。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てをし、もしくは申立てを受けたとき、または解散決議があったとき。
- (3) 手形または小切手の不渡処分を受ける等支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったときまたは差押、仮差押、仮処分、競売もしくは租税滞納処分を受けたとき。
- (4) 広告の設置に係る行政財産の使用許可が取り消されたとき。
- (5) 甲が、広告の設置を継続することが適切でないと判断したとき。
- (6) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上的一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該

当するとき。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)
 - 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除したときは、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求をすることができない。

3 乙は、14日前までに、甲に書面で申し出ることにより、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第12条 乙は、本業務の処理に当たり、この契約およびこの契約に基づく甲の指示に違反して、甲または第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、設置した広告に関し、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任および負担において解決しなければならない。

(守秘義務)

第13条 甲および乙は、本契約の履行に当たり知り得た一切の事項について、秘密扱いとし、理由の如何を問わず他人に開示または漏洩してはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(その他)

第14条 この契約に定めるもののほか、広告の設置に関して必要な事項は、要綱、基準、要領および募集要項その他関係規定の定めるところによるものとする。

(裁判管轄)

第15条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟等の管轄は、県の財産の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約書に定めのない事項またはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

印

乙 住所

氏名

印